

各 局 区 長 様

副市長 砂 田 慎 治  
副市長 高 井 憲 司

### 平成 20 年度予算編成について

平成 20 年度の予算編成は、次の方針に基づき進めるよう通知する。

#### 1 本市の財政状況と今後の見通し

##### (1) 経済動向と国家予算の動向

日本経済は、世界経済の着実な回復が続くなか、企業部門においては、雇用・設備・債務の三つの過剰が解消され、企業収益が改善するとともに設備投資が増加するなど好調さが持続しており、これが家計部門へ波及する中で個人消費が持ち直している状況であり、原油価格の高騰や株価下落等を背景とした円高基調などの動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるが、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれている。

こうしたなか、国の平成 20 年度予算は、「経済財政改革の基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行いつつ、効率化を徹底することにより政策課題に的確に対応した予算編成を行うとともに、「予算編成の原則」を遵守し、規律ある財政運営を行うことを重視し、揺るぎない歳出改革を進めることとしている。

##### (2) 本市の財政状況と収支見通し

本市においては、2 次わたる川崎市行財政改革プランに基づき、行財政改革の取組みを進めており、改革目標額を上回る成果をあげてきたところである。

また、平成 18 年度の決算では、市税収入が昨年度に引き続き増収となるとともに、一般会計の実質収支は前年度を上回ったが、国の三位一体の改革の影響等による一般財源の減などにより、未だ厳しい財政状況にある。

こうしたなか、改めて財政的課題の整理及び課題解決に向けた方策を研究することを目的として財政局内に設置した「川崎市財政問題研究会」(以下、「財政問題研究会」という。)の最終報告で示された 3 つの収支見通しのうち、**中位の収支見通し**(資料 1 参照)においても、平成 20 年度は、**収支不足が 303 億円であり、減債基金からの 100 億円の新規借入れを行っても、なお 203 億円の不足が見込まれている**ところである。

このように、本市財政は依然として厳しい環境にあり、**現在策定作業を進めている実行計画の着実な推進のためには、全庁一丸となった行財政改革の取組みや、施策調整・事務事業の見直し**が、**一層強く求められる**。

平成 20 年度の予算編成においては、こうした認識に立ち、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

#### 2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成 20 年度予算編成においては、総合計画と行財政改革プランを踏まえ川崎再生に向けた取組みを推進するよう調整を行う。平成 20 年度は実行計画の初年度であることから、計画事業を着実に推進するとともに、徹底した行財政改革を行うことにより、持続可能な財政構造を構築するため、次の考え方にに基づき予算編成を行うこととする。

## (1) 「行財政改革の断行」

持続可能な行財政制度の構築に向け、現在、策定中の行財政改革プランに則った改革を確実に推進する一方で、その取組みの成果を予算に反映させ市民サービスへの還元に努めるとともに、減債基金への積立てを行うなど、将来の財政負担の抑制を図る。

## (2) 「総合計画の着実な推進」

基本構想に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざし、7つの基本施策に沿い、総合計画に定める計画事業の着実な推進を図ることとする。とりわけ、重点的・戦略的に取り組む「重点戦略プラン」については、実行計画の策定作業を踏まえながら、その推進に向け所要の措置を講ずるものとする。

### < 7つの基本施策 >

- 安全で快適に暮らすまちづくり
- 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり
- 人を育て心を育むまちづくり
- 環境を守り自然と調和したまちづくり
- 活力にあふれ躍動するまちづくり
- 個性と魅力が輝くまちづくり
- 参加と協働による市民自治のまちづくり

### (参考)

#### < 第1期実行計画における9つの重点戦略プラン >

- 安全・安心な地域生活環境の整備
- 高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり
- 総合的な子ども支援
- 環境配慮・循環型の地域社会づくり
- 憩いとうるおいの環境づくり
- 川崎の活力を生み出す産業イノベーション
- 川崎臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備
- 川崎の魅力を育て発信する取組
- 市民自治と区役所機能の拡充

## (3) 予算編成手法

予算編成にあたっての基本的な考え方及び財政問題研究会での議論を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、以下の手法により予算編成を行うものとする。

### ア) 財政の健全化の推進

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき適切な対応を図る必要があることから、同法律に規定する**4つの財政健全化判断比率**について、今後国から示される早期健全化基準を踏まえ、予算調整を行う。

イ) 財政指標を活用した調整

財政状況を的確に把握するとともに、持続可能な財政構造の構築に向けた取組みを推進するために、**財政問題研究会から提言のあった様々な財政指標**を踏まえ、予算調整を行う。

ウ) 次期の実行計画との整合性の確保

平成 20 年度予算は財政状況を踏まえた実行計画の初年度の内容を定めるものことから、**3 ヶ年の事業内容を視野において予算調整を行う。**

エ) 各局区の主体的な取組みの推進

限られた財源の中で市民サービスの向上をめざし、事業主体である各局区が自らの主体的な施策・事業の再構築を図ることができるよう、**枠配経費などの経費区分を適正化する。**

オ) 行財政改革効果の市民サービスへの還元

**行財政改革の断行を通じて生まれた成果**について、市民に対し、そのサービスを順次かつ有効に還元できるよう、**新たに行革成果還元枠**を設け、所要の措置を講じるものとする。

カ) 区行政改革の積極的な推進

区における総合行政の推進に向けて、区が主体となり「地域の課題を自ら発見し解決する」ために必要とする経費については、区役所機能の強化の方向性を踏まえ、区と関係局において十分な調整を行ったうえで、**区の課題解決予算の要求について要求基準額の設定**など、所要の予算措置を講ずるものとする。

キ) 予算編成会議による調整

行財政改革の強力な推進と重点的かつ効果的な施策実施を図り、その結果を予算に反映させるため、「**予算編成会議**」を開催し、各局区連携による**総合的、横断的な調整**を行う。

ク) 財政情報の積極的な公表

予算編成過程の透明性の確保を図るため、予算要求額の公表を行うなど積極的な取組みを推進する。また、予算公表資料の内容の充実を図り、わかり易い財政状況の広報に努めるものとする。

### 3 予算編成に際しての留意点

(1) 歳入の確保

歳入においては、市有財産の有効活用など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取組みを強化すること。

(2) 適切な市債の活用

市債の活用を検討する際は、「**款別公債費配分表**」(資料 2)により、将来の元金償還額及び利子支払い額の状況を認識したうえで、後年度負担に十分配慮すること。

( 3 ) 川崎再生 ACTION システムの活用

既存事務事業にあっては、川崎再生 ACTION システムによる事務事業の再点検を行い、その成果を予算要求に十分反映するものとし、安易に新規・増額の要求を行うことなく、施策体系内での事業調整を行うなど、スクラップアンドビルドの原則の徹底を図ること。

( 4 ) 民間活力の積極的な導入

事務事業のコストに留意し、「民間でできるものは民間で」という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討すること。

なお、指定管理者の導入を予定している施設については、市民サービスの向上と経費の縮減に努めること。

( 5 ) 要求基準

厳しい財政状況に対応するため、公債費など特殊な経費を除く経費にあっては、新規・拡充事業を含め、一般財源ベースで前年度予算比マイナス 5 % の範囲内での要求とするが、**次期の実行計画事業に対応したメリハリある予算要求となるよう努めるものとする。**

以上の方針に基づく細目については、先の予算編成作業指針に記す諸事項によるものとする。